

津市地域防犯活動団体の委嘱に関する要綱

平成19年9月20日訓第40号

改正 平成26年10月31日訓第101号

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪や事故を発生させない良好な地域社会を実現し、安全で安心なまちづくりを目指すため、地域の犯罪の未然防止や防犯意識の向上に自主的に取り組んでいる団体（以下「団体」という。）へ地域における防犯活動を委嘱することに関し必要な事項を定めるものとする。

(申出)

第2条 地域における防犯活動（以下「地域防犯活動」という。）の委嘱を受けようとする団体は、地域防犯活動実施申出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防犯活動実施計画書（第2号様式）
- (2) 団体の規約、会則又は定款（以下「規約等」という。）
- (3) 団体の役員の氏名及び住所を記載した名簿（以下「役員名簿」という。）

(委嘱等)

第3条 市長は、前条の規定による提出があったときは、速やかに審査の上、地域防犯活動の実施体制が整っていると認める場合は、委嘱状（第3号様式）によりその団体に地域防犯活動を委嘱するものとする。

2 委嘱の期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

3 団体は、申出事項等に変更があった場合は、速やかに当該変更事項を市長に届け出なければならない。

(委嘱の取消し)

第4条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により委嘱を受けたとき。
- (2) 団体としての活動実績がないとき。
- (3) その他地域防犯活動を委嘱することが適当でないと市長が認めるとき。

(地域防犯活動の内容)

第5条 地域防犯活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 防犯に関する指導及び啓発

- (2) 防犯パトロールの実施
 - (3) 危険箇所の情報提供
 - (4) 本市又は三重県の行う防犯活動に対する協力
 - (5) その他防犯上必要と認める活動
- (活動の記録及び報告)

第6条 団体は、その活動を記録し、年1回市長に報告しなければならない。
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日訓第101号)

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

地域防犯活動実施申出書

年 月 日

（宛先）津市長

地域防犯活動を行いたいので、次のとおり申し出ます。

団 体 名	
団 体 の 所 在 地	
ふ り が な 代 表 者 氏 名	⑩
代 表 者 の 住 所	
連 絡 先	
実 施 地 域	
防犯活動参加者氏名	

〔備考〕 防犯活動実施計画書、団体の規約等及び役員名簿を添付してください。

第 2 号様式（第 2 条関係）

地域防犯活動実施計画書

年 月 日

（宛先） 津市長

団 体 名	
実 施 地 域	
実 施 頻 度	
実 施 時 間 帯	
実 施 人 数 及 び 方 法	
自主防犯活動の実績 又 は 今 後 の 計 画	

第 3 号様式（第 3 条関係）

委 嘱 状

（団体名）

（代表者氏名） 様

地域防犯活動の実施を委嘱します

委嘱の期間は、 年 3 月 3 1 日までとします

年 月 日

津市長 （氏 名） 印